

みどり市勤労者資金融資のご案内

この制度は、勤労者の住宅難の緩和や生活の維持向上を図るため、金融機関と提携し勤労者にとって一時的に必要な資金の融資を促進するものです。

1. 融資対象者

同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する勤労者。住宅資金については市内に居住しようとする勤労者も対象とします。

2. 資金使途

《住宅資金》住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地（400㎡以下）を購入するための資金

範囲：住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること
増改築は、増改築の面積が10㎡以上（補修は除く）
中古住宅は新築後10年以内であること

《生活資金》①医療・分娩費…10日以上入院・出産に係る資金

②冠婚葬祭費…婚姻及び死亡による葬祭に係る資金

③修学資格取得費…高等学校以上の学校に進学・在学または各種資格を取得するための資金

④生活耐久消費財購入費…冷蔵庫・冷暖房設備・車両等生活に必要な耐久消費財を購入するための資金

⑤交通事故処理費…交通事故による損害賠償または補修等のために必要な資金

⑥災害復旧費…所有する不動産及び動産が、風水害等災害により罹災したとき、復旧するための資金

⑦その他…上記に準じて市長が必要と認めたもの

3. 融資条件

資 金	住宅資金	生活資金
利率(固定)	年2.5%	年2.1%
限 度 額	建築費用の80%以内で 1,000万円以下	200万円以下
期 間	20年以内	5年以内

・償還方法 元利均等月賦償還または月賦半年賦併用償還

・担保、保証人については、金融機関と相談し決めていただきます。

・金融機関の定めにより、信用保証が必要となることがあります。その場合、別途保証料が必要となります。

4. 申し込み受付窓口

市内の金融機関（銀行・信金・信組・農協）及び中央労金桐生支店にて、年間随時受付ます。なお、申し込み時に必要な書類は裏面のとおりです。

申し込みに必要な書類

- 申請書
- 住民票
- 健康保険証（同一事業所に一年以上継続勤務していることを証明できるもの）
- 所得証明または源泉徴収票
- 償還計画書（任意様式）

《住宅資金》

見積書・設計図・売買契約書

《生活資金》

- | | |
|-------------|---|
| ①医療・分娩費 | 医師の診断書または医療費等の請求書・領収書 |
| ②冠婚葬祭費 | 婚姻届等婚姻を証する書類（婚姻）
死亡診断書等死亡を証する書類（葬祭）
見積書・請求書等費用に係る書類 |
| ③修学資格取得費 | 在学証明書または合格通知書
資格を取得するのに必要な書類 |
| ④生活耐久消費財購入費 | 見積書・カタログまたは領収書 |
| ⑤交通事故処理費 | 事故証明書・示談書または補修見積書・領収書 |
| ⑥災害復旧費 | 罹災証明書・見積書・カタログ・設計図・領収書 |



◎お問い合わせは…

みどり市産業観光部商工課商工労政係

TEL 0277-76-1938（直通）

379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1